

北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う  
処理の適正化に関する要綱

北九州市環境局環境監視部 産業廃棄物対策室

## 北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱

昭和62年 北九州市告示第271号  
一部改正 平成 2年 北九州市告示第183号  
一部改正 平成 3年 北九州市告示第288号  
一部改正 平成 6年 北九州市告示第 3号

### (目的)

第1条 この要綱は、市の境界を越える移動を伴う産業廃棄物に係る情報をあらかじめ把握すること等により、当該産業廃棄物の処理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物及び法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (2) 市内事業者 市内に事業場を有する者で、自ら又は他人に委託して市外に搬出する産業廃棄物を当該事業場において排出するものをいう。
- (3) 市外事業者 市外に事業場を有する者で、自ら又は他人に委託して市内に搬入(単に市内を通過する場合を除く。以下同じ。)する産業廃棄物を当該事業場において排出するものをいう。
- (4) 市内処分行為者 市外に所在する事業場において生じた産業廃棄物を市内で保管又は処分(以下「処分等」という。)をする者をいう。
- (5) 市内搬入運搬者 市外事業者が排出した産業廃棄物を市内に搬入するために収集又は運搬をする者(市外事業者で自ら収集又は運搬をするものを含む。)をいう。
- (6) 市外搬出運搬者 市内事業者が排出した産業廃棄物を市外に搬出するために収集又は運搬をする者(市内事業者で自ら収集又は運搬をするものを含む。)をいう。
- (7) 処理業者 他人の事業場において生じた産業廃棄物を広域処理する者をいう。
- (8) 広域処理 市の境界を越える移動を伴う産業廃棄物の収集、運搬又は処分等をいう。

### (広域処理における関係者の責務)

第3条 市長は、産業廃棄物の広域処理の状況を的確に把握し、その適正な処理の推進のため、必要な措置を講じることに努めるものとする。

- 2 市内事業者、市外事業者、市内処分行為者、市内搬入運搬者、市外搬出運搬者及び処理業者は、産業廃棄物の広域処理に当たっては、環境の保全上支障が生じないように努めなければならない。
- 3 市内事業者及び市外事業者は、産業廃棄物の広域処理を処理業者に委託する場合にあっては、環境の保全上支障が生じないように処理業者の指導及び監督に努めなければならない。

### (市内事業者の通知等)

第4条 市内事業者は、別表第1第1号又は第2号に規定する数量の産業廃棄物を自ら又は他人に委託して市外に搬出しようとするときは、あらかじめ、市長が必要と認める事項を市長に通知しなければならない。2 市内事業者は、帳簿を備え、市外に搬出した前項に規定する産業廃棄物について、市長が必要と認める事項を記載しなければならない。

- 3 前項の帳簿は、5年間保存しなければならない。
- 4 市内事業者は、4月1日から翌年3月31日(以下この項において「基準日」という。)までの間に市外に搬出した第1項に規定する産業廃棄物に関する報告書を、毎年、基準日の属する年の6月30日までに市長に提出しなければならない。

(市外搬出運搬者の通知等)

第5条 市外搬出運搬者は、別表第1第3号に規定する数量の産業廃棄物を市外に搬出しようとするときは、あらかじめ、市長が必要と認める事項を市長に通知しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、市外搬出運搬者について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「市内事業者」とあるのは「市外搬出運搬者」と、同条第2項中「前項に規定する」及び同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは「第5条第1項に規定する」と読み替えるものとする。

(市外搬出に係る関係行政機関の長への連絡)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条第1項の規定による通知があったときは、当該産業廃棄物に係る処分場の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、当該市の長。以下「関係行政機関の長」という。)にその旨を連絡するものとする。

(市内処分行為者の通知等)

第7条 市内処分行為者は、別表第2各号のいずれかに該当する数量の産業廃棄物を市内で処分等しようとするときは、あらかじめ、市長が必要と認める事項を市長に通知しなければならない。

2 市内処分行為者は、前項の通知を行ったときは、直ちにその旨を当該処分等に係る市外事業者又は市内搬入運搬者に通知しなければならない。ただし、当該市外事業者又は当該市内搬入運搬者が市内処分行為者であるときは、この限りでない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、市内処分行為者について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「市内事業者」とあるのは「市内処分行為者」と、「市外に搬出した」とあるのは「市内で処分等をした」と、同条第2項中「前項に規定する」及び同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは「第7条第1項に規定する」と読み替えるものとする。

(市外事業者の届出等)

第8条 市外事業者は、別表第3第1号又は第2号に規定する数量の産業廃棄物を自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市外事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
- (3) 市内搬入運搬者の氏名又は名称及び住所
- (4) 産業廃棄物の種類、数量、性状及び発生工程
- (5) 市内処分行為者の氏名又は名称、住所及び処分場の所在地
- (6) 産業廃棄物の処分等の方法
- (7) 市内に搬入する期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした市外事業者は、同項第1号から第3号までに掲げる事項を変更したとき、又は市内への搬入を廃止したときは、当該変更の日又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出をした市外事業者は、同項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、市外事業者について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「市内事業者」とあるのは「市外事業者」と、「市外に搬出した」とあるのは「市内に搬入した」と、同条第2項中「前項に規定する」及び同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは「第8条第1項に規定する」と読み替えるものとする。

(市内搬入運搬者の届出等)

第9条 市内搬入運搬者は、別表第3第3号に規定する数量の産業廃棄物を市内に搬入しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内搬入運搬者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
- (3) 排出事業場ごとの産業廃棄物の種類、数量、性状及び発生工程
- (4) 市内処分行為者の氏名又は名称、住所及び処分場の所在地
- (5) 市内に搬入する期間
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした市内搬入運搬者は、当該届出に係る市内への搬入を廃止したときは、当該廃止の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出をした市内搬入運搬者は、同項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、市内搬入運搬者について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「市内事業者」とあるのは「市内搬入運搬者」と、「市外に搬出した」とあるのは「市内に搬入した」と、同条第2項中「前項に規定する」及び同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは「第9条第1項に規定する」と読み替えるものとする。

(市内処分行為者の届出等)

第10条 市内処分行為者は、別表第3第4号に規定する数量の産業廃棄物を市内で処分等しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内処分行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
- (3) 市内搬入運搬者の氏名又は名称及び住所
- (4) 産業廃棄物の種類、数量、性状及び発生工程
- (5) 産業廃棄物の処分場の所在地
- (6) 産業廃棄物の処分等の方法
- (7) 市内で処分等をする期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした市内処分行為者は、当該届出に係る市内での処分等を廃止したときは、当該廃止の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出をした市内処分行為者は、同項第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、市内処分行為者について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「市内事業者」とあるのは「市内処分行為者」と、「市外に搬出した」とあるのは「市内で処分等をした」と、同条第2項中「前項に規定する」及び同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは「第10条第1項に規定する」と読み替えるものとする。

(市外物搬入登録台帳への登録等)

第11条 市長は、第8条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第3項又は第10条第1項若しくは第3項の規定による届出が次の各号に適合していると認めるときは、市外物搬入登録台帳に登録する。

- (1) 市内に搬入される産業廃棄物の種類及び数量が、当該産業廃棄物の処分等をする市内処分行為者の処理能力を超えるものでないこと。
- (2) 市外事業者、市内搬入運搬者又は市内処分行為者(以下「市外事業者等」という。)が次のいずれにも該当しないこと。当該市外事業者等が法人であるときは、その業務を行う役員についても同様とする。
  - ア 第14条第1項の規定により登録を削除され、その削除された日から2年を経過しない者
  - イ 産業廃棄物の広域処理に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- (3) 市内への産業廃棄物の搬入が、北九州市産業廃棄物処理計画の実施に支障を来さないものであること。

- 2 第8条第1項又は第3項の規定による届出に基づいてした登録の有効期間は、5年とする。
- 3 市長は、第1項の規定により市外物搬入登録台帳に登録したときは、速やかに、第8条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録にあつては当該届出を行った市外事業者、第9条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録にあつては当該届出を行った市内搬入運搬者に、第10条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録にあつては当該届出を行った市内処分行為者に対し、その旨を通知するものとする。

(市内搬入に係る関係行政機関の長への連絡)

第12条 市長は、前条第1項の規定により市外物搬入登録台帳に登録したときは、速やかに、第8条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録にあつては当該届出を行った市外事業者の当該事業場の所在地を管轄する関係行政機関の長に、第9条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録にあつては当該届出を行った市内搬入運搬者が当該届出に係る産業廃棄物の船舶への積込みを行うふ頭の所在地を管轄する関係行政機関の長に対し、その旨を連絡するものとする。

(登録の更新)

第13条 登録を受けた市外事業者は、第11条第2項の有効期間の満了後においても第8条第1項に規定する数量の産業廃棄物を自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとするときは、あらかじめ登録の更新の届出をしなければならない。

- 2 第8条及び第11条の規定は、前項の登録の更新の届出について準用する。

(登録の削除)

第14条 市長は、第11条第1項の規定による登録を受けた市外事業者等が同項各号のいずれかに適合しなくなったとき、又はこの要綱に反して産業廃棄物を広域処理したときは、その登録を削除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を削除したときは、第8条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録の削除にあつては当該市外事業者及び当該市外事業者に係る市内処分行為者に、第9条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録の削除にあつては当該市内搬入運搬者及び当該市内搬入運搬者に係る市内処分行為者に、第10条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録の削除にあつては当該市内処分行為者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、第8条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録を削除したときは、当該市外事業者の当該事業場の所在地を管轄する関係行政機関の長に、第9条第1項又は第3項の規定による届出に基づく登録を削除したときは、当該市内搬入運搬者が当該届出に係る産業廃棄物の船舶への積込みを行うふ頭の所在地を管轄する関係行政機関の長に対し、その旨を連絡するものとする。

(報告の徴収、立入検査等)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、市内事業者、市外事業者、市内処分行為者、市内搬入運搬者、市外搬出運搬者又は処理業者に対し、必要に応じ助言若しくは勧告をし、又はその承諾を得て報告の徴収若しくは立入検査をすることができる。

(マニフェストの使用)

第16条 市内事業者及び市外事業者は、法第12条の3第1項に定める場合を除くほか、第4条第1項、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項に規定する広域処理については、マニフェスト(平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知に規定する積荷目録をいう。)を使用しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年2月7日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

産業廃棄物の種類及び数量	備 考
(1) 有害産業廃棄物であって、その総量が年間100トン以上のもの	市内の一の事業場において生ずる産業廃棄物であって、一の関係行政機関の長が管轄する区域に搬出されるものの総量とする。
(2) 管理型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	
(3) 船舶により運搬される安定型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	市内の一又は複数の事業場において生ずる産業廃棄物であって、一の関係行政機関の長が管轄する区域に搬出されるものの総量とする。

- 注 1 この表において「有害産業廃棄物」とは、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和48年総理府令第5号)で定める基準(産業廃棄物を発生する施設に係る事項を除く。)に適合しない産業廃棄物並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「政令」という。)第2条の4第1号から4号まで及び第5号ホに規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。
- 2 この表において「安定型産業廃棄物」とは、法第2条第4項に規定する廃プラスチック類並びに政令第2条第5号から第7号まで及び第9号に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。
- 3 この表において「管理型産業廃棄物」とは、有害産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物をいう。以下同じ。

別表第2 (第7条関係)

産業廃棄物の種類及び数量	備 考
(1) 有害産業廃棄物であって、その総量が年間100トン以上のもの	市外の一の事業場において生ずる産業廃棄物であって、市内処分行為者が有する一又は複数の処分場で処分等をされるものの総量とする。
(2) 管理型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	
(3) 船舶により運搬される安定型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	市外の一又は複数の事業場において生じ、一の市内搬入運搬者が搬入した産業廃棄物であって、市内処分行為者が有する一又は複数の処分場で処分等をされるものの総量とする。

別表第3 (第8条、第9条、第10条関係)

産業廃棄物の種類及び数量	備 考
(1) 有害産業廃棄物であって、その総量が年間100トン以上のもの	市外の一の事業場において生ずる産業廃棄物であって、一又は複数の市内処分行為者の処分場で処分等をされるものの総量とする。
(2) 管理型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	
(3) 船舶により運搬される安定型産業廃棄物であって、その総量が年間1,000トン以上のもの	市外の一又は複数の事業場において生ずる産業廃棄物であって、一又は複数の市内処分行為者の処分場で処分等をされるものの総量とする。
(4) 有害産業廃棄物であって、その総量が年間100トン未満のもの	市外の一の事業場において生ずる産業廃棄物であって、市内処分行為者が有する一又は複数の処分場で処分等をされるものの総量とする。